

高知県食の安全・安心推進審議会 委員を募集します！

高知県では、広く県民の方と食の安全・安心の推進に関する情報及び意見を交換するため、高知県食の安全・安心推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

この審議会において、「高知県食の安全・安心推進計画」の取組（環境保全型農業の推進、食中毒予防、適正な食品表示の普及など、食の安全・安心確保のための取組）について、消費者の立場で意見を述べていただける方を募集します。

1 募集人員 3名（予定）

2 応募資格 次の要件を全て満たす方

- (1) 令和6年2月1日時点で高知県内に居住している、満18歳以上の方
- (2) 食の安全・安心について真剣に考え、議論できる方
- (3) 平日の日中に開催される審議会（年間2回程度）に出席できる方

3 委員の任期 令和6年2月1日から令和8年1月末日までの2年間（予定）

4 応募方法

「応募申込書」に必要事項を記入のうえ、「食の安全・安心について」をテーマにした800字以内の作文を添えて、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより応募してください。

※ 応募申込書及び作文は返却できませんのでご了承ください。

※ 応募申込書等に記入された個人情報等については、委員選考の目的以外には利用しません。

5 募集期間

令和5年10月16日（月）から令和5年12月13日（水）（郵送の場合、当日消印有効）まで

6 応募先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁 薬務衛生課（担当 北添、清岡）
電話（直通）088-823-9672 FAX 088-823-9264
電子メール 131901@ken.pref.kochi.lg.jp

7 選考方法及び結果通知

作文審査により上位10名程度を一次選考した後、令和6年1月上旬頃に二次選考として面接審査を行い、公募委員を決定します。選考結果は、令和6年1月下旬に応募者全員に文書でお知らせします。

8 その他

- ・審議会は、公開で行います。
- ・審議会出席の際は、所得税を源泉徴収のうえ、報酬、交通費（県の規定による）をお支払いします。

お問い合わせ先：高知県庁 薬務衛生課（担当 北添、清岡）
電話 088-823-9672
E-mail 131901@ken.pref.kochi.lg.jp